

平成28年度 宮城県社会福祉協議会事業報告

『経営理念』

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、東日本大震災からの早期復興に向けて、継続的に支援を行います。

『経営方針』

- 1 被災地域の復興に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- 2 地域住民が支え合う“まちづくり”の推進
- 3 地域における福祉サービスの担い手の支援
- 4 質の高い福祉サービスを支える体制の構築
- 5 各種団体とのネットワークの強化
- 6 より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

『平成28年度事業の基本的な考え方』

今日の社会福祉は、少子高齢化の加速や住民同士の共助の希薄化、経済困窮等の課題が顕著となり住民のニーズは多様化・複雑化し、福祉サービスは横断的で柔軟な対応が望まれています。

そうした環境の変化により、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置など社会福祉法の改正について国で議論されており、地域における公益的な活動の推進や法人運営の透明性の確保など、利用者や県民から十分な理解が得られるよう、福祉関係者・関係機関とともに取り組んでいくことが重要と考えられます。

また、本年度施行の障害者差別解消法は、すべての人が、障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、社会的障壁を取り除く合理的な配慮が求められるようになり、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深め、障害を理由とする差別を解消する取り組みが重要になってきています。

一方、宮城県及び市町村では、平成27年度から地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進められており、その一端を担う住民の多様な生活支援ニーズに対応するサービスの充実を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に向けた基盤の整備促進が期待されます。

東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災地支援については、宮城県公表（平成27年12月31日現在）における災害公営住宅の工事着手戸数は約89.7%で、被災住民の仮設住宅等での生活が長期化しています。このことによる新たな生活課題等を把握し、引き続き地域福祉推進の観点から被災地域の市町村協との連携による支援が不可欠となっております。

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、これらの社会動向と平成25年策定の県社協地域福祉推進計画（以下「推進計画」という。）を基本に市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、福祉諸団体との一層の連携を図り、地域福祉の向上に努めます。

さらに、県社協の経営基盤の主要財源である国・県等の補助金・委託金が毎年減少傾向にあることから、限られた財源の効率的配分と自主事業等の充実を図るなど運営基盤の強化を図ります。また、宮城県の指定管理者として受託している社会福祉施設をはじめ、設置施設・事業所等の適正な運営に努めます。

『注：平成29年3月31日現在、災害公営住宅の工事着手戸数は約96.2%の進捗率で完成済みは85.4%。仮設住宅等での長期生活者は約19,600人となっている。』

事業報告書の概要（主な事務事業）

平成28年度は、前記の経営理念・方針等に基づき、次の事務事業に取り組みました。

1 大震災における被災地域の市町村社協の支援をととして、被災住民等の自立・生活再建に努めます。 [推進計画…基本目標1－(3)]

決算額 25,990,098 円

(1) 被災地域市町村社協への支援

被災地域市町村社協が新たな街づくりに向けた復興活動に取り組めるよう、各社協の個別ニーズに対応した研修会の開催及び他市町での取り組み状況の情報提供・助言等の支援を行いました。

また、支援関係機関合同会議（震災復興定例支援会議、広域支援担当者情報共有会議等）を開催し、復興支援促進のための情報を共有し、課題解決に向け被災地社協や宮城県関係各課、宮城県サポートセンター支援事務所等と連携・協働した取り組みを行いました。

(2) 被災地域のコミュニティ構築支援

仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴う被災者同士及び地域住民との新しいコミュニティ構築・再生に向けて、被災地域市町村社協と協働し、事業推進協議や企画に取り組むとともに、気仙沼市社協、亘理町社協、東松島市社協及び七ヶ浜町社協に対し、復興支援・福祉アドバイザーを派遣し助言等の支援を行いました。

また、生活支援相談員等を対象にした地域コミュニティ構築支援の実践スキル向上を図る研修会を実施しました。

2 住民主体の“まちづくり”を進める市町村社協との連携・協働を図り、地域福祉を推進します。 [推進計画…基本目標1－(1)(2)(4)]

決算額 76,925,083 円

(1) 地域福祉活動の推進

地域で福祉活動を担う住民や関係団体が連携・協働し、安心して暮らせる地域づくりをより効果的・効率的に進めるために、「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協へ職員を策定委員として派遣するなどの支援を行いました。

民生委員児童委員が社会情勢を把握し、必要な活動を推進するため、宮城県民生委員児童委員協議会と協働で階層別研修を実施しました。

宮城県が推進する地域包括ケア体制構築に向けた取り組みのプラットフォームとして、宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局を運営し、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業への支援を行いました。

(2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築

地域において住民により身近な福祉問題等の解決を図る小地域福祉活動（ネットワークづくり）の基盤整備及び職員の資質向上のため、市町村社協へ外部専門員の派遣や市町村社協の役職員研修会の支援、市町村社協連絡会の準備会等の実施に取り組みました。

(3) コミュニティソーシャルワーク研修会の実施

地域において要援護者や住民活動のコーディネートをはじめ、新たな福祉課題等に対応する地域福祉推進者を育成するために、市町村社協職員をはじめ地域住民等を対象にコミュニティソーシャルワークに関する実務研修会や事例検討会を実施しました。

(4) 地域活動の推進に係る情報の発信

地域福祉の推進に向けた情報として、宮城県社会福祉大会、社協フォーラム、各種研修会の開催や広報誌「福祉みやぎ」の発刊、ホームページ等により幅広く最新情報の発信に努めました。

3 多様なボランティア・市民活動が地域でいきいきと展開できるよう支援します。

〔推進計画…基本目標 2－(1)(2)(3)〕

決算額 107,736,823 円

(1) 多様なボランティア・市民活動への支援の強化

社協ボランティアセンター（以下「社協VC」という。）機能の充実に取り組む市町村社協を対象に担当者情報共有会議の開催や市町村社協VC運営に関する現地相談などの支援を行いました。

また、大規模災害等に備え、災害VC運営訓練や運営中核者研修等を実施し人材育成とその体制整備を推進しました。

(2) 地域活動を推進・支援する人材の育成

地域福祉活動推進者、ボランティアコーディネーターの研修会の開催やボランティア団体・中間支援組織等との連絡会を開催するなど、住民主体の地域活動を推進できる人材の育成を行いました。

高齢者を対象とした宮城いきいき学園5校の運営をとおして地域貢献活動へ参画できる人材育成に努めました。また、学園生の卒業時に“生きがい健康づくり推進協力員”を委嘱し、卒業後の地域貢献活動の推進を支援しました。

(3) 福祉教育の推進

市町村社協と協働し、小地域における地域活動の充実に目的に福祉教育・防災教育を切り口とした福祉教育学習会等の各種会議を開催し、その活性化に努めました。

(4) 元気高齢者への社会参加の支援

高齢者のスポーツや文化活動を通して生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第29回全国健康福祉祭ながさき大会(ねんりんピック長崎2016)への選手派遣(20種目141名)や宮城シニア美術展を開催しました。

4 質の高い福祉サービスを支える専門性を備えた人材育成・確保を図ります。

[推進計画…基本目標3-(1)(2)(3)]

決算額 332,772,849円

(1) 福祉人材の専門性を高める研修や資格取得のための研修の企画及び実施

福祉・介護人材の専門性を高めるため介護支援専門員研修、社会福祉従事者研修やサービス管理者等の資格取得研修等を実施し、福祉施設及び事業所等が提供する福祉サービスの向上を図りました。

障害者の就労支援として、知的障害者居宅介護職員初任者研修を実施しました。

(2) 幅広い人材確保の企画及び実施

福祉人材センターでは、福祉人材職業無料紹介事業による福祉の職場への職業紹介と斡旋をはじめ、介護養成校等と連携して介護福祉士等修学資金貸付事業等を実施し、人材の確保と定着に努めました。

また、平成28年11月末から、新たに「保育士修学資金貸付事業」、「保育士再就職準備金貸付事業」、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」、「ひとり親家庭高等就職訓練促進資金貸付事業」を実施し人材確保に努めました。

(3) 福祉事業者への経営支援の実施

現状の問題・課題について社会福祉法人等のニーズに対応するため弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門員による社会福祉経営相談を実施するなど、健全な経営基盤を確立できるよう福祉事業者への支援に努めました。

また、子ども分野の保育所及び社会的養護関係施設の福祉サービス第三者評価事業機関として、対象となる施設の評価を行いサービスの質の向上に努めました。

5 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、住民やサービス利用者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

[推進計画…基本目標4-(1)(2)(3)(4)]

決算額 357,052,622千円

(1) 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化

地域住民の多様な福祉ニーズに対応するため、県社協が運営する各地域福祉サービスセンターにおいて、施設及び事業所等が一体的に高齢者・障害児(者)の地域生活支援等に取り組みました。

また、市町村社協やボランティア団体、地域の小中学校、町内会等との地域連携を図り、福祉機能の強化を目指したサービス提供に努めました。

(2) 福祉サービス利用の広報啓発・相談

総合相談センターでは高齢者等の法律・医療・福祉の相談を行うとともに、障害者相談支援事業所や障害者就労・生活支援センターでは障害児（者）等の生活相談や就労相談を実施しました。

また、これらの相談業務を周知するためのリーフレット等を作成し広報を行いました。

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業（まもり一歩事業）をとおして認知症高齢者や障害者等で判断能力が不十分な方に対し、そのニーズに即した福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行い、地域で安心して暮らせるよう自立支援を推進しました。

また、運営適正化委員会では福祉サービスを利用する方々からの相談や苦情の解決に努めました。その他、苦情解決制度の周知を図るため、広報・啓発活動を推進しました。

(4) セーフティネット機能の充実・強化

市町村社協や民生委員等による相談支援をとおして経済的困窮者や低所得世帯等の生活実態を把握し、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けにより自立支援に努めました。また、その債務管理は償還計画に基づき適正に行いました。

中国帰国者支援・交流センターの運営（日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流等）をとおして、中国帰国者が地域で安心して自立して暮らすことができるよう支援を行いました。

高齢者や障害者等で在宅生活が困難な方々に対し、県社協が運営する県立社会福祉施設やグループホーム等で生活（自立）支援を行いました。

6 各種団体及び社会福祉法人が実施する福祉活動を支援・協働します。

〔推進計画…基本目標5－(1)〕

決算額 2,329,794 円

(1) 各種団体との連携・協働

種別を超えた懇談会の開催や研修会等の企画支援を実施するとともに、必要に応じて種別協議会の共通課題等を国、県、全社協等への要望や提言として取りまとめ県へ提出し、回答については種別協議会に報告しました。

また、関係団体からの要望に応じ、継続して職員を派遣しました。

(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

大規模災害時に避難所等における要援護者の支援のための「災害福祉広域支援ネットワーク協議会」構築に向け、県、県社協、福祉関係団体との打ち合わせや会議に参画し、災害福祉広域ネットワーク設置・運営要綱の作成、災害派

遣福祉チーム設置要綱等の整備に向け、関係者間で協議を行いました。

また、災害福祉広域支援ネットワークの組織化や実践に向けた取組みを推進するため、セミナーの開催や災害派遣福祉チーム員の登録者養成研修を開催しました。

7 より信頼される法人を目指し、運営基盤の強化を図ります。

〔推進計画…基本目標6－(1)〕

決算額 3,662,217,446 円

(1) 運営基盤の強化

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など財務管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り健全な法人運営に努めました。

また、限られた補助金、委託費等の効率的配分や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化に努めました。

(2) 職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化

県社協職員研修規程に基づき、キャリアパスの仕組みを取り入れた法人職員研修の実践により職員一人ひとりのスキルアップに努めました。

また、組織全体として外部講師等を招へいして研修会等を実施し企画立案機能の強化に努めました。

(3) 社会福祉施設等の適正な運営

指定管理者施設、設置施設及び福祉サービス事業所等の運営にあたっては、苦情相談解決・虐待防止に係る体制の充実等を図り、サービスの質の向上を図ってきました。

また、防犯・安全対策の取り組みを強化しました。

通所事業所、障害者グループホーム及び相談支援事業所等において、福祉サービスを展開し、地域で自立した生活が送れるよう事業運営に努めました。

宮城県が次期指定管理者の公募を行った「宮城県援護寮」の運営については、引き続き平成28年12月15日に平成29年4月1日から5年間の指定を受けました。

平成27年度まで岩沼市より受託していた指定管理の関連事業については、平成28年度末に公益法人青年海外協力協会に移管完了しました。

(4) 自主運営施設等のあり方検討

法人設置施設（和風園、偕楽園、太白荘）及び自主事業等の将来を見据えた、運営のあり方について検討を行いました。

8 熊本地震等への支援対応を行います。

平成28年4月に発生した熊本地震災害、8月に発生した台風10号（岩手県・北海道）及び鳥取県中部地震に際しては、熊本県社協への人的支援を行ったほか、熊本県社協等5道県社協に対し災害支援金を送りました。

9 社会福祉法等の一部を改正する法律への対応をしていきます。

平成28年3月31日公布の社会福祉法等の一部を改正する法律に基づく、定款変更等の事務手続きについては、厚生労働省より発出された政省令に基づき、定款変更、評議員選任解任委員会の開催、会計監査人候補者による導入支援業務など、順次対応しました。